

○岐阜県東京圏からの移住支援事業における白川村移住支援金交付要綱

令和元年7月1日

要綱第8号

(趣旨)

第1条 白川村は、「清流の国ぎふ」創生総合戦略及び白川村まち・ひと・しごと創生白川村総合戦略に基づき、白川村内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、岐阜県と共同して行う岐阜県東京圏からの移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から白川村に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

当該移住支援金の交付については、岐阜県東京圏からの移住支援事業費補助金交付実施要領（以下、県実施要領という。）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、令和5年4月2日以降令和6年3月31日以前の移住者については、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。

2 令和6年4月1日以降の第3条第2項カを除く各要件に該当する移住者については、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。

3 令和6年4月1日以降の第3条第2号カの要件に該当する移住者については、世帯の申請の場合にあつては50万円、単身の申請の場合にあつては30万円とする。

(対象者要件)

第3条 第1号の要件を満たし、かつ、第2号又は第3号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては、第4号の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に居住又は条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）を除く東京圏に居住し、かつ、東京23区内の事業所等に通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- ② 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に居住又は条件不利地域を除く東京圏に居住し、かつ、東京23区内の事業所等に通勤をしていたこと（ただし、東京23区内の事業所等への通勤の期間については、住民票を移す3箇月前までを該当1年の起算点とすることができる。）。

イ 移住先に関する要件

- ① 令和5年4月2日以降に転入したこと。
- ② 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- ③ 白川村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

- ② 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ その他岐阜県又は白川村が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

ア～ウに掲げる全ての事項に該当し、エ～キに掲げるいずれかの事項に該当すること。

ア 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ウ 就業先において、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 中小企業等（国の移住支援事業に係る都道府県が運営するマッチングサイトにおいて、移住支援金の支給対象としている中小企業等に限る。）に就業した者。

オ 岐阜県プロフェッショナル人材確保事業又は内閣府地方創生推進室が実施する先導的事業を利用して移住し、及び就業した者。

カ 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した者であつて、移住先の生活の本拠とし、移住元での業務を引き続きテレワークにより行うもの。

キ 村の地域又は村の人々と関わりを有する者（以下「関係人口」という。）のうち、村長が個別に関係人口であると認めたもの。

(3) 起業に関すること。

申請日以前の1年以内に岐阜県が岐阜県地域課題解決型創業支援事業費補助金交付要綱に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(4) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和5年4月2日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の申請者は、申請書（別記様式第1号）、移住先の就業先の就業証明書（別記様式第2号）及び本人確認書類に加え、第3条第1号の要件を満たし、かつ、第2号又は第3号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第4号の要件を満たすことを証する書類を村長に提出しなければならない。

(交付の通知)

第5条 村長は、提出された申請書の内容を審査し、交付すべきと認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（別記様式第3号）により当該申請者に通知する。

審査の結果支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第6条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援

金の交付を行う。

(報告及び立入調査)

第7条 岐阜県及び白川村は、岐阜県東京圏からの移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、岐阜県東京圏からの移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第8条 村長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は一部の返還を請求する。

ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして岐阜県及び白川村が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 移住支援金の申請日から5年未満に白川村から転出した場合
- (2) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- (3) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
- (4) 住居や就業、起業の実態がないことなど、虚偽の申請等をした場合
- (5) 提出した書類に偽り、その他不正があった場合
- (6) その他返還が相当と認める事由があった場合

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、岐阜県と白川村が協議して定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和元年12月20日から適用する。

附 則 (令和3年要綱第6号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年要綱第27号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年要綱第28号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年要綱第31号）

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和5年6月23日から適用する。
- 2 この要綱は、令和5年6月23日以後に村内に転入する者に適用し、同日前に村内に転入した者についてはなお従前の例による。

附 則（令和6年要綱第11号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

白川村長 様

申請年月日 年 月 日

移住支援金交付申請書

岐阜県東京圏からの移住支援事業における白川村移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	
氏名		生年月日	西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	<input type="checkbox"/>	単身	<input type="checkbox"/>	世帯	<input type="checkbox"/>	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業	<input type="checkbox"/>	起業	<input type="checkbox"/>		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

「移住支援金の交付申請に関する誓約事項（別紙1）」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
「岐阜県東京圏からの移住支援事業に係る個人情報の取扱いと村税等納付状況調査（別紙2）」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、白川村に居住し、かつ、就業・起業する意思、また地域住民との交流を積極的に図る意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住 所	〒
-----	---

5 （東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京23区への在勤履歴 ※5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

別紙 1

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 岐阜県東京圏からの移住支援事業に関する報告及び立入調査について、岐阜県及び白川村から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、岐阜県東京圏からの移住支援事業における白川村移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に白川村以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 岐阜県地域課題解決型創業支援事業費補助金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に白川村以外の市区町村に転出した場合：半額
 - (6) その他返金が相当と認める事由があった場合

別紙2

岐阜県東京圏からの移住支援事業に係る個人情報の取扱いと村税等納付状況調査について

- 1 岐阜県及び白川村は、岐阜県東京圏からの移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び白川村個人情報保護法施行条例（令和4年白川村条例第12号）の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、岐阜県及び白川村は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

- 2 村税等納付状況について調査することにたいし同意します。

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

白川村長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係	3 親等以内の親族に該当しない

岐阜県東京圏からの移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、岐阜県及び白川村の求めに応じて、同岐阜県及び白川村に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

白川村長

岐阜県東京圏からの移住支援事業に係る白川村移住支援金の交付決定通知書

岐阜県東京圏からの移住支援事業における白川村移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 _____ 円

○振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、ご指定いただいた口座に振り込みます。

（備考）

1 白川村は、岐阜県東京圏からの移住支援事業における白川村移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

- ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
- ・申請日から3年未満に白川村以外の市区町村に転出した場合：全額
- ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- ・岐阜県地域課題解決型創業支援事業の交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に白川村以外の市区町村に転出した場合：半額
 - ・その他返還が相当と認める事由があった場合

2 白川村は、岐阜県東京圏からの移住支援事業における白川村移住支援金交付要綱の規定に基づき、岐阜県東京圏からの県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

3 フラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

・この通知書はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

・移住支援金の返還を請求された場合はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

・移住支援金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から 5 年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。

・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

別記様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)